

第16回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年8月31日 13:30～14:30

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

1 番 野村 照明委員	3 番 金子 靖委員	5 番 廣瀬女公美委員
6 番 二谷 幸裕委員	7 番 大畑 礼子委員	8 番 浅野 徳昭委員
9 番 細川 裕委員	10 番 菅原 雄一委員	12 番 山崎 隆史委員
13 番 成田 俊英委員	14 番 中川 浩幸委員	15 番 瀬戸 賢成委員
16 番 稲場 洋二委員	17 番 松下 裕幸委員	18 番 佐藤 泰正委員
19 番 福西 範委員	20 番 野澤 勲委員	21 番 志賀 忠浩委員

(以上 18名)

4. 欠席委員

4 番 清水 幸治委員	11 番 佐藤 裕司委員
-------------	--------------

5. 参 与 者

農業委員会事務局

事務局長 可知 拓哉	次長 高山 直樹	主査 清水 秀人
会計年度任用職員	杉野 恵	熊野 香苗

(以上 5名)

会議録署名委員の指名

10 番 菅原 雄一 委員
12 番 山崎 隆史 委員

6. 議事日程

会期決定について 令和4年 8月 31日 (1日)

報告第23号	現況証明願について(市街化区域)
議案第71号	農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案第72号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第73号	農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について
議案第74号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第75号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
議案第76号	参考賃借料の設定について
議案第77号	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見聴取について

議長

野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第16回鉦路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は18名です。
議事録署名人に10番、菅原雄一委員、12番、山崎隆史委員を指名しますので、
よろしくお願い致します。
なお、会期は本日8月31日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局

可知事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧下さい。

(以下 会務概要報告)

議長

野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が
1件ございます。
報告第23号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。

事務局

可知事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第23号「現況証明願」について
ご報告致します。
土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地
であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。
今回、鉦路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。
議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。
公簿地目が畑である、XXXXXXXXXX、の1筆、面積 XXXX㎡の土地について、
所有者である XXXX氏より現況証明願があり、8月9日、事務局職員2名で現地調査
を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、
8月10日、会長専決により証明書の発行を行いました。
以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告致します。

議長

野村会長

ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第71号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、事務局より説明して下さい。

事務局

可知事務局長

それでは、議案書の8ページでございます、議案第71号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、阿寒地区で1件の通知がございました。

議案書9ページの表の1番は、資料が10ページと11ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、他4筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和4年7月28日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、議案第71号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、審議を致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第71号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第71号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第72号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

可知事務局長

それでは、議案書の12ページでございます、議案第72号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書13ページの表の1番は、資料が14ページから16ページでございます。

■■■■氏が所有する■■■■、他9筆、面積合計■■■■

m²の農用地について [] に、年間 [] 円で賃貸借を行うものでございます。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の大畑礼子委員より報告をお願いします。

委員
大畑委員

議案第72号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について調査報告を致します。

本申請の内容は、[] 氏が所有する、[] 他9筆、合計 [] m²の農用地について、[] に、年間 [] 円で賃貸借を行うものであります。

本件について、令和4年8月18日、阿寒地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

大畑礼子委員、ありがとうございました。

それでは、議案第72号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第72号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第72号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議いたします。

事務局より説明して下さい。

事務局
可知事務局長

それでは、議案書17ページにございます、議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について説明します。

農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は、移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けることになっておりますが、農業

委員会で審議をし、意見を付して進達することになっております。

今回、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第5条調査書も併せてご確認下さい。

議案書18ページの表の1番は、資料が議案書19ページから24ページにございます。

■■■■氏が所有する■■■■の1筆、面積■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ無償譲渡の上、一般住宅建築のため転用したい旨、農地の転用許可申請が提出されたものであります。

以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について、調査委員長の大畑礼子委員より報告をお願いします。

委員

大畑委員

議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について調査報告致します。

本内容は、■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、■■■㎡の土地について、■■■■氏が無償譲渡を受け、一般住宅を建設するものであります。

令和4年8月18日、阿寒地区農業委員3名及び事務局3名で、現地を調査し協議をした結果、本申請地である■■■■は、水道管と下水道管が埋設されている幅員10mの道路に接し、かつ、500m以内に市立釧路国民健康保険阿寒診療所、及び、釧路市立阿寒小学校がある第3種農地であり、その他、農地法第5条の転用の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という意見となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

大畑礼子委員、ありがとうございました。

それでは、質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第74号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
可知事務局長

それでは、議案書の25ページでございます、議案第74号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、音別地区で1件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書26ページの表の1番は、資料が27ページと28ページでございます。

が所有する、
面積合計 m^2 の農用地について、氏へ円で売買による所有権移転を行うものでございます。

以上、1件の「農用地利用集積計画の決定」についてご審議のほど、よろしく願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第74号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第74号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第75号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
可知事務局長

議案書29ページでございます、議案第75号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回2件の報告がございました。

議案書30ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、
で、令和2年12月決算の報告となります。

次に2番は、同じく
で、令和3年12月決算の報告となります。

本件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべ

ての要件を満たしていることを確認しております。

以上、2件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第75号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第75号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番、及び2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第75号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番、及び2番については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第76号「参考賃借料の設定」について審議致します。

事務局より、説明して下さい。

事務局
可知事務局長

それでは、議案書31ページでございます、議案第76号「参考賃借料の設定」について説明致します。

本件は、農地法第52条に基づき、農地の賃貸借契約の目安として、過去1年間に契約された賃借料の平均水準など賃借料情報を提供するものです。

なお、情報提供として、市のホームページに掲載する予定です。

鉦路市における令和3年1月から令和3年12月までに締結されました賃貸借に関する賃借料水準を32ページの別表のとおりまとめましたので報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明のありました、議案第76号「参考賃借料の設定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第76号「参考賃借料の設定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第76号「参考賃借料の設定」については原案のとおり

り決定致します。

それでは、次に議案第77号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見聴取について審議いたします。

事務局より説明して下さい。

事務局

可知事務局長

それでは、33ページでございます、議案第77号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見聴取について、説明致します。

「農業経営基盤の農業経営基盤強化促進法、第6条第1項により、釧路市では、農業経営基盤の強化の促進に関する目標となる「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定め運用されてきましたが、令和3年3月の北海道の基本方針の見直しに伴い、「基本構想」を変更したところであります。

農業経営基盤強化促進法、施行規則第2条により、市町村は、「基本構想」を定めようとするときは、農業委員会の意見を聴いて、手続きを進めることとなっており、今回、この変更した「基本構想」について、農業委員会に意見を求められております。

皆様には「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」を事前に配布しておりますが、今回の見直しについて、本日、釧路市の担当者であります、産業振興部農林課農林振興担当の神成専門員に来て頂いておりますので、神成専門員から説明をして頂きます。

よろしくお願い致します。

(神成専門員の説明)

事務局

可知事務局長

ただいま農林課から説明がありました、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、ご審議をお願い致します。

議長

野村会長

ただいま事務局、担当の釧路市農林課から説明がありました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更については、原案の「基本構想」のとおり同意することに決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和4年 8月 31日

議 長 野 村 照 明

署名委員 菅原 雄一

署名委員 山 崎 隆 史

